

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	203号法面崩落箇所対策及び通行止作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 山田 隆 則 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成30年 7月 6日
契約の相手方の 氏名及び住所	富士建設・東与賀建設（共） 代表者 株式会社富士建設 代表取締役 山口 博秀 佐賀県佐賀市富士町上熊川118-1
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥2,592,000-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥2,597,400-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 203号法面崩落箇所対策及び通行止作業
2. 履 行 場 所 佐賀県多久市東多久町多久原地先外（発注者の指示する場所）
3. 契約の相手方 会 社 名： 富士建設・東与賀建設（共）
住 所： 佐賀県佐賀市富士町大字上熊川118-1
電話番号： （0952）64-2347
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 目的、内容及び随意契約に付する理由

（1）目 的

本作業は、梅雨前線による降雨に伴い国道203号笹原峠において法面崩落が発生したため土砂除去などを行うとともに、多久原ICにおける通行止め作業を行うために出動要請を行うものである。

（2）理 由

梅雨前線による降雨に伴い国道203号笹原峠において法面崩落が発生したため土砂除去などを行うとともに、多久原ICにおける通行止め作業を行う必要があるため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき上記業者と、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に基づき、随意契約を行い作業の円滑な遂行を図るものである。

（随意契約理由書作成者）

佐賀国道事務所
管理第二課長